

電気事業法施行規則の一部改正並びに関係告示の制定及び廃止について
(水力発電設備に係る一般用電気工作物の範囲の変更
及びダム水路主任技術者等の選任が不要となる水力発電所等の範囲の変更)

平成 27 年 4 月
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 現行制度の概要

電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）では、一定規模以下の電気工作物を一般用電気工作物、それ以外の電気工作物を事業用電気工作物と区分し、後者の設置者については、設備の危険性がより高いことから、設備の保守管理の自主ルールである保安規程の届出（法第42条第1項）や設備を保守管理する技術者である主任技術者の選任（法第43条第1項）、工事の計画の届出（一定規模以上の事業用電気工作物のみ。法第48条第1項）等の義務を課している。

電気工作物のうち、水力発電設備については、以下の3つの条件を満たしたものを一般用電気工作物とし、それ以外を事業用電気工作物と区分している（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第48条第4項第3号）。

- a) 出力が20kW未満
- b) 最大使用水量が $1\text{ m}^3/\text{s}$ 未満
- c) ダムを有さない

ただし、事業用電気工作物に該当する水力発電設備であっても、小型のもの（土木的観点の危険性が低いもの）や、特定の施設内に設置されるもの（他法令により適切に管理されているもの）については、規則第52条第1項の表第1号、第4号及び第6号の規定により、土木的観点の管理を行う技術者であるダム水路主任技術者の選任及び工事計画の届出（以下「ダム水路主任技術者の選任等」という。）を不要としている。

その具体的な内容は、「電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一号等の規定に基づく小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所等（平成24年経済産業省告示第100号。以下「小型告示」という。）」において規定しており、小型のものとして「出力が200kW未満であって上記b及びcを満たすもの」が規定されており、特定の施設内に設置されるものとして「土地改良法（昭和24年法律195号）第2条第2項に規定する土地改良事業に係る農業用排水施設（ダムを除く。）に設置されるもの（当該土地改良事業を施行する者が設置するものに限る。）」等が規定されている（小型告示第1条）。

2. 改正の背景

民間からの要望を受け、平成26年12月22日に開催された産業構造審議会保安分科会第8回電力安全小委員会において、以下の2点について検討を行った。

- ①出力20kW未満の水力発電設備のうち、他法令で土木的観点の管理がなされているもの（ダムを除く。）については、使用水量に関わらず、一般用電気工作物とする制度見直しの是非 ※1. の1つ目の下線部分関係。
- ②土地改良事業の施行者以外の者（以下「他事業者」という。）が土地改良事業に係る農業用排水施設に水力発電所を設置する場合にもダム水路主任技術者の選任等を不要とする制度見直しの是非 ※1. の2つ目の下線部分関係。

その結果、①については、

◇規則第52条第1項の表第1号、第4号及び第6号では、他法令で土木的観点の管理がなされている設備（ダムを除く。）については、使用水量に係わらず土木的観点の危険性が低いものとしてダム水路主任技術者の選任を不要とすることを認めている。

◇出力が20kW未満の設備であれば電氣的観点の危険性も低い。

ことから、土木的観点の危険性も電氣的観点の危険性も低いと判断できるため、制度見直しが可能であると結論付けられた。

また、②については、

◇土地改良法に基づく土地改良事業に係る農業用排水施設に電気工作物等を設置する場合には、土地改良法に基づき管理を行う者の承認が必要である。

◇同法に基づく土地改良事業に係る農業用排水施設に設置される電気工作物等については、土地改良事業の施行者が法律に基づき策定する土地改良事業計画に位置づけられる必要がある。

ことから、他事業者が水力発電設備を設置する場合であっても、土地改良事業の施行者の下で、責任を持って管理されることが担保されると判断されたことから、制度見直しが可能であると結論付けられた。

このため、①の制度見直しを行うべく規則第48条第4項第3号の改正を行う。また、①及び②の制度見直しを行うべく小型告示を一旦廃止し、内容を改めた新たな告示の制定を行う。

3. 改正の具体的内容

(1) 規則第48条第4項第3号の改正

現在は、1. a) ~c) の全てを満たす水力発電設備が一般用電気工作物とされているが、これに加え、特定の施設内に設置されるもの（他法令により適切に管理されているもの）であって1. a) 及びc) を満たす水力発電設備についても一般用電気工作物とすることとする。（ただし、c) の要件については、規則第52条第1項の表第1号、第4号

及び第6号と同様に、省令では規定せず、告示において規定することとする。)

(2) 新たな告示の制定

(1)の改正により新たに「特定の施設内に設置されるものであって別に告示するもの」が告示委任されたことから、その具体的内容として「土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業に係る農業用排水施設(ダムを除く。)に設置されるもの」等を規定することとする。

その際、現在の小型告示第1条第4号イでは「(当該土地改良事業を施行する者が設置するものに限る。)」との規定を置いているが、当該規定は置かないこととする。

4. スケジュール

平成27年3月13日～4月12日 パブリックコメント

平成27年4月30日 公布・施行